

20年2月議会 文教くらし委員会

2020・3・10 今井光子議員の質問

*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません
日本共産党奈良県議会議員団

議案質疑

議第20号、県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例について

今井光子議員 今回の議案について、意見を申し上げておきたいと思います。議第20号、県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例については、全体に教員の減となっておりますので、日本共産党としては反対したいと思っております。

議第36号、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

今井光子議員 議第36号、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について伺いますが、導入することによって、月45時間以内という制限を超えた場合の罰則などの規定があるのか。それから、現在、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で、教育職員には残業代を支給しないとなっておりますが、その関連で今回の改正は、どのような扱いになるのか、お尋ねしたいと思います。

香河教職員課長答弁 今回の条例改正についてですが、まず、上限については、この条例を可決していただければ、今後、教育委員会規則等で時間数についても定めていきたいと考えておりますが、この時間数を超えた場合については、特に罰則はありませんが、当然、超えないように業務改善をあわせて進めていくという趣旨で今回制定を目指しているところです。

それから、超過勤務時間数との関係ですが、教員については、超過勤務を命ずることができる項目が4項目に限定されております。その4項目については、それぞれの超過勤務について制限があるわけですが、今回提案しておりますのは、超過勤務時間とは別に、教員の在校等時間を新たに設けて、在校等時間について上限を設けるというものです。

今井光子議員 現在、教員の長時間労働が非常に大きな問題になっており、長時間労働を本当に改善するためには、労働基準法第37条の適用除外や残業代不支給の規定をなくしていくような抜本改正が必要ではないかと思っております。業務の抜本的な縮減や教員の大幅増員が必要ではないかと思っておりますので、この議案については反対の意見を述べさせていただきたいと思っております。

報告

報告1 「奈良県人権施策に関する基本計画改定（案）」 について

矢富人権施策課長報告 奈良県人権施策に関する基本計画改定（案）について報告いたします

お手元に、資料1「奈良県人権施策に関する基本計画（骨子）（改定案）」、資料2「奈良県人権施策に関する基本計画（改定案）」、資料3「奈良県人権施策に関する基本計画（改定案）別冊資料編」を配付しております。

本日は、資料1により説明いたします。1. 計画策定の趣旨です。本計画は、平成16年3月に県の中長期的な人権施策の推進指針として策定後、15年が経過し、この間の社会経済情勢の変化等を背景に、性的マイノリティへの偏見、さまざまなハラスメント、ひきこもりの問題など、新たな人権問題が顕在化していることや、平成30年に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえて、中長期的な施策方針として示すものです。

次に、2. 基本理念です。現計画を継承し、全ての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意次に、2. 基本理念です。現計画を継承し、全ての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく豊かな人権文化の創造を目指すことを基本理念としております。

次に、3. 計画の期間です。令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としております。

次に、4. 様々な人権問題に共通する施策の推進です。現計画を継承し、人権教育、人権啓発、相談支援を施策の基本的な柱として推進します。次に、5. 分野別施策の体系です。顕在化してきている新たな人権問題に対応するため、分野別施策を、現計画の11分野から17分野としております。新たな分野は、6. 生活困窮にある人の人権、7. ひきこもり状態にある人の人権、8. 性的マイノリティの人権、14. 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権、16. ハラスメントに関する人権、17. 災害時における人権、以上の6項目です。

これらの新たな分野とともに、現計画に掲げている部落差別の解消、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権などの11の各分野についても、関係部局の個別計画や施策と調整を図りながら取りまとめました。

最後に、6. 計画の推進です。計画をつくって終わりにしないように、奈良県人権施策推進本部において、毎年度、進捗状況を取りまとめ、広く情報発信に努めるとともに、県の附属機関である奈良県人権施策協議会の機能強化を図り、国、市町村及び関係機関・団体等との連携・協働のもと、人権施策を計画的、効果・効率的に推進していきます。現在、パブリックコメントを実施しており、必要な修正を加えた後に、年度末を目途に作成する予定としております。

報告2 「県立高校の耐震未完了建物の耐震化対策、耐震化完了までの安全対策（進捗状況）」について

中西学校支援課長報告 県立高校の耐震未完了建築物の耐震化対策と耐震化完了までの安全対策の進捗状況について、前回の報告からの取り組み内容や、今後のスケジュールを中心に報告いたします。

資料4をごらんください。各高等学校別の進捗状況について、表の中央の列に記載しており、その右の列に耐震化完了までの安全対策等について記載しております。

初めに、奈良朱雀高等学校についてです。耐震補強工事を令和2年度に完成させるよう、昨年10月から工事に着工しているところです。また、耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を2棟設置し、うち1棟は昨年9月から、もう1棟は本年1月から利用を開始しております。

次に、奈良高等学校についてです。耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を6棟設置し、昨年9月から利用を開始しており、うち1棟は昨年6月から先行して利用を開始しているところです。仮設体育館については、本年1月に施工業者が決定し、2月から工事準備に着手いたしました。令和2年7月から利用を開始できるように進めているところです。

なお、奈良高等学校については、2. 学校の管理運営面の工夫による対応に記載のとおり、昨年4月から仮設校舎の利用を開始するまでの8月まで、1、2学年の生徒は大和郡山市の旧城内学舎を利用しており、昨年8月末をもって利用を終えたところです。また、部活動のために、旧城内学舎の体育館を利用しておりましたが、本年2月から校舎の解体撤去工事が始まりましたので、旧城内学舎にかわり、旧富雄高等学校であった奈良西養護学校の体育館を利用しているところです。それに伴い、部活動を円滑に行うため、旧城内学舎の利用時と同様にシャトルバスの運行を行います。また、学校行事等を円滑に行うため、近隣の代替施設を利用するなどの運営を継続いたします。

次に、生駒高等学校についてです。耐震補強工事を令和2年度に完了させるよう、本年8月から工事に着工したいと考えております。

次に、郡山高等学校、山辺高等学校についてです。それぞれ改築工事を令和3年度に完成させるよう、本年7月から工事に着手したいと考えております。なお、山辺高等学校の耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を2棟設置し、うち1棟は昨年9月から、もう1棟は11月から利用を開始しております。

次に、磯城野高等学校、大宇陀高等学校についてです。磯城野高等学校については、改築工事を令和3年度に完成させるよう、大宇陀高等学校については、改築工事を令和4年度に完了させるよう、本年7月から工事に着工したいと考えております。なお、大宇陀高等学校の耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を1棟設置し、昨年11月から利用を開始しております。

次に、王寺工業高等学校についてです。改築工事を令和3年度に完了させるよう、本年7月から工事に着工したいと考えております。最後に、高田高等学校についてです。管理教室棟の耐震補強工事は昨年12月に完了しております。また、普通特別教室棟の耐震補強工事を令和3年度に完成させるよう、本年4月から工事に着工したいと考えております。

以上が県立高校の耐震未完了建築物の耐震化対策と耐震化完了までの安全対策の進捗状況です。今後、令和4年度の全体の完了に向けて関係予算をご承認を賜り、遅滞なく全ての耐震化を完了できるよう、鋭意進捗管理を徹底するとともに、生徒が安全に安心して学べる環境づくりを進めていきたいと思っております。

報告3 「奈良県社会教育センターのあり方」について

大山人権・地域教育課長報告 奈良県社会教育センターのあり方について説明いたします。資料5をごらんください。概要としては、奈良県社会教育センター研修棟を令和3年4月1日から休館とするものです。

休館に至った経過、理由についてですが、葛城市にある社会教育センター研修棟は、昭和58年に開設され、その後、県内全域にわたる社会教育の促進に寄与してきたところです。

しかしながら、平成10年以降、市町村における社会教育施設の整備、充実が進んだことにより、社会教育センターの利用者数、稼働率が15%まで低下したことから、平成19年度に条例改正を行い、次ページの説明資料にセンター事業として5項目記載しておりますが、センターの社会教育推進に向けた機能については教育研究所に移し、葛城市の研修棟は、社会教育等に資する貸館として、平成20年度より指定管理者による運営に切り替え、活性化を図ってきたところです。

次に、(4) 決算の状況についてですが、指定管理者による工夫、改善により、平成17年度の県直営のころは1億円程度の赤字でしたが、平成30年度はトータルとして2000万円弱の赤字に圧縮されるなど、収支は改善しているものの、研修棟稼働率の推移については、15パーセントから16パーセントを維持するにとどまり、また、エレベーターや空調設備などの施設の老朽化や、地元のバス路線の廃止などによる利便性の低下等により、現状での維持管理も難しくなってきたことから、今後の利用者の安全確保も考慮し、現指定管理期間である平成30年度から令和2年度までの3年間、これが終了する令和3年3月末をもって貸館機能を休止し、令和3年4月より休館とするものです。

また、社会教育センター研修棟と同敷地内の宿泊棟についても同じく老朽化等のため、あわせて令和3年4月1日より休館といたします。今後の予定としては、本日の報告後、明日、報道発表を行い、その後、関係者等にも順次周知してまいります。その際、令和2年度中は通常どおり利用いただけること、また、その後については代替施設を探していただくことなどを丁寧に説明の上、理解を図っていきたくと考えております。

令和3年3月31日の指定管理期間終了をもって、翌4月1日より社会教育センターを休館といたします。資

料の2枚目には施設の概要を、3枚目にはこれまでの経過を添付しておりますので、参考までにごらんいただきたいと思います。

報告4 新型コロナウイルス感染症対応について

吉田教育長報告 新型コロナウイルス感染症対応について説明いたします。お手元の資料「新型コロナウイルス感染症に係る県の対応について」における教育委員会所管事項について、3ページをごらんください。

公立学校の状況の1市町村における臨時休業の状況と、2(1)の県立学校の臨時休業の状況については変更ありません。2(2)の入学者選抜について説明いたします。県立学校の入学者選抜については、願書を郵送や中学校の代表教員がまとめて提出することにいたしました。検査日は、受験生に対して受験会場への分散集合やマスクの着用などを徹底するとともに、受験会場となる高等学校では、消毒液の設置や監督者のマスクの着用などの対策を講じて、3月11日に実施いたします。

合格発表については、3月17日に中学校へのメール通知や各学校及び県教育委員会のウェブ上で行います。また、特別支援学校の入学者選考については書類選考で行い、選考結果は3月17日に郵送いたします。

質疑

GIGA スクール構想

奈良県としてどのようにすすめようとしているのか

今井光子議員 1人1台のタブレットのGIGAスクール構想の問題についてです。今回、それぞれの市町村にも1人1台のタブレットの予算をつけてほしいということで、聞いておりますのは、校内通信ネットワーク整備事業は、半額が国庫補助、起債充当率が90%、交付税算入率60%で、1つの学校につき3000万円ぐらいを目安に予算を組むようにということで、市町村ではそれに従って予算を組んで、もう予算が決まってしまうところもあったのですが、最近になり、国からそれだけのお金が出ず、半額だから自治体が持つてほしいということで、現場がかなり混乱しているという話を聞いております。

その点について、県ではどのように把握されているのか、また、県にもGIGAスクール構想の関連で予算がついているのですが、県については、どのようなことをやろうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

深田教育研究所副所長答弁 文部科学省が目指しているGIGAスクール構想は、高速大容量のネットワークと1人1台端末の教育ICT環境を目指すものです。令和元年度補正予算では、学校のネットワーク環境整備、施設の整備を行うことになっており、全国の自治体からの申請に基づいて、今月5日に内定通知が出されたということです。奈良県においても、申請額に対する内定額の割合が100%という回答の市町村は2つありましたけれども、今井委員長お述べのとおり、厳しい内定額であったということが多数あります。

文部科学省によると、各学校設置者から提出された要望額の算定根拠を確認したところ、適切な仕様に基づき適正に積算されている設置者が多くある一方で、ネットワーク仕様の構成が標準仕様と比較して過剰となっているもの、機器等の数量が過大であったり、単価が割高となっているもの、学校以外の整備費が含まれているなどにより、要望額が他と比べて高額となっている設置者が多くあったということです。

このため、文部科学省は、自治体間の不公平感が生じないように、かつ適切に補助金を執行する観

点から、適正に積算されている設置者の見積書等を参考として、補助に要する単価を設定し、各設置者の交付内定額を決定したということです。全国一律の基準に基づいた結果、このような査定になったということです。また、県立学校においては、中学校、高等学校、特別支援学校全てで、市町村立学校と同じ整備が行われる予定ですが、再度、整備内容を見直し、いずれの学校もネットワークの整備が令和2年度中に完了できるように取り組んでいきたいと考えております。

今井光子議員 見直されたという説明だったのですが、確かに今、このような整備を進めるのは大変大事な問題だと認識しておりますが、実際に整備ができたときに、一人ひとりの生徒が使いこなせるように指導する専門的なスタッフなども必要になってくるのではないかと思います。

また、ことしに導入したとして、数年たてばいずれ機種の変更など新たなことが出てきますので、買いかえたりする場合には、きちんと整備ができるのかという、さまざまな問題が含まれているのではないかと考えているわけですが、令和2年度中に完了するという県の意気込みはよくわかりますけれども、その辺のことはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

深田教育研究所副所長答弁 G I G Aスクールの構想の実現については、もちろん整備だけではありません。それらの整備された環境を活用して、子どもたちが質の高い教育を受けることが大切であると考えております。国では、令和2年度、ICT活用教育アドバイザー事業として、適切なICT環境整備やその活用を支援する体制を構築する予定になっているようです。県教育委員会としては、教育研究所に新たに部を立ち上げ、実際の活用について、設置者からの相談に応じるとともに、適切なICT環境整備や、その活用を支援していきたいと考えているところです。

今井光子議員 タブレットなどが1人1台となると、一斉に授業ができるというメリットはあるものの、一人ひとりの子どもに即して使おうと思うと、先生方の負担もかなりのものになるのではないかと思います。どの科目でどのように使うのかといったことも、これから具体化していくことになるのでしょうか。

深田教育研究所副所長答弁 教育研究所では、平成27年度からICT活用学びの推進プロジェクト事業を立ち上げ、ICTの特徴を生かした教育を推進するための研究推進校の指定、エバンジェリストの養成研修を実施しているところです。教職員の実態とニーズに応じた研修を開催したり、学校を訪問して、現在その学校にあるICT機器を実習で使うなど、教員の指導力向上にも努めているところです。

今井光子議員 現時点で、どれぐらいの奈良県内の自治体が具体化しようとしているのか、教えていただきたいです。また、専門教育を受けているエバンジェリストというのは、どれぐらいいらっしゃいますか。

深田教育研究所副所長答弁 まず、エバンジェリスト研修についてですが、令和元年度に20回行い、延べ292名が受講しました。本会議での教育長答弁にもありましたけれども、来年度以降になりますが、新たな研修講座を予定しており、延べ3000人の研修講座の受講を計画しているところです。それから、ネットワーク環境整備について、どれぐらいの市町村が参加するかですが、今のところは、10市町村を除き、ほかは全部参加ということです。既にもうネットワークができていて、今後、学校を建てかえる、改築等を行うところについては、今年度整備するのではなく、後に整備していくと聞いております。最終的には全市町村がネットワークを導入すると聞いております。

今井光子議員 この問題は大変大事な問題ではありますが、きちんと丁寧に進めていかないと、かえって格差ができて、先生方の負担が大きくなったりします。少ない教育予算の中でかなりのお金が使われることになりますので、慎重に実態に見合ったように進めていただきたいと、お願いしておきたいです。

平城高校廃止、奈良高校移転

平城、奈良の高校代表、子どもたち、地元住民もまじえた 高校再編協議会を設置し、再検討を

今井光子議員　今回、陳情書が議長宛てで提出されております。各委員にも資料を配付しておりますが、同じ中身で文教くらし委員長にもいただいております。陳情事項の中に、奈良、平城両校の代表者と、地元住民、教育委員会を交えた高校再編協議会を設置してくださいという項目があり、本会議で吉田教育長が、このようなものを設置すると答弁されたと思うのですが、具体的にどのようなものをしようとしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

熊谷教育政策推進課長答弁　来年度立ち上げる予定の地域との協議会については、県立高等学校適正化実施計画に伴う高校再編を行うに当たって、地域との連携を維持するために協議を行う予定をしております。地域からの要望を受けて、当初から同計画にも盛り込んでおりました。

メンバーとしては、現平城高等学校が行ってきた地域連携の維持、発展を協議することから、平城高等学校、奈良高等学校の関係者に加え、地元自治会等、地域の関係者をお願いしたいと考えております。具体的な人選については、現在、地域関係者と協議を進めているところです。

今井光子議員　平城高等学校と奈良高等学校の関係者ということですが、陳情書を見ると、保護者や、特に子どもたちの意見を反映してほしいという内容が買われていると思いますが、そのあたりの参加の状況はどのように考えておられますか。

熊谷教育政策推進課長答弁　今のところは、平城高等学校、奈良高等学校関係者と地域の方を想定しており、高校再編の協議会という形ではなく、地域との協議会を予定しております。

今井光子議員　地域との協議会ということですが、この間、いろいろと高校再編の問題で議論をしてきたと思います。そして、後輩が入ってこなくなっていく子どもたちの心配、今後、新しいところに移っていく子どもたちの心配、親の思いといったものがしっかり受けとめられて、今後、新たな奈良高等学校に行くときにどのようにするのかというのが大事なことになると思っておりますので、私としては、陳情書に書いてあるように、子どもや保護者の皆さんも代表に入れていただき、そして十二分に声を聞いて、新たな学校が本当に皆さんに望まれて、よいスタートが切れるようにしていただきたいと考えておりますので、お考えがあればお願いします。

吉田教育長答弁　関係者の中に、同窓会、保護者などの代表者を入れるということは、当然、今後検討していく必要があると考えております。

今井光子議員　ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。学年ごとに、それぞれ思いが違ふと思ひますので、できれば学年ごとに入れていただくよう人数的な配慮もお願ひしたいということなんです。

(了)